

株 主 各 位

横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
株 式 会 社 ツ ク イ
代表取締役社長 津 久 井 宏

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月24日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
ゆめおおかオフィスタワー12階 ウィリング横浜1201会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第45期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告
の内容、計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、株主の皆様当社へのご理解をより深めていただくため、「経営報告会」の場を設けております。お時間の許す株主様には、定時株主総会と併せてご参加賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tsukui.net>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要に加え、新政権の発足に伴う景気対策への期待感から円安・株高の基調が見られ、一部には個人消費持ち直しの動きが見受けられましたが、一方で欧州政府債務危機の長期化や新興国の経済成長減速等により、景気の先行きは不透明な状況が続いてまいりました。

介護業界におきましては、改正介護保険法が平成24年4月に施行され、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据え、国が推進する地域包括ケアシステムの実現を目指して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスが実施に移されております。また、介護保険給付の対象となる介護サービスの範囲の適正化を図るとともに、低所得者等の保険料負担の増大を抑制しつつ必要な介護サービスの確保を目指す等、介護保険制度改革への動きが進められております。

このような状況のもと、当社が主力とする在宅介護事業の報酬単価が実質的に引き下げられました。当社は、デイサービスの提供時間区分である「7時間以上9時間未満」でのサービス提供や365日営業、サービス時間の延長対応、個別機能訓練の強化、多彩なレクリエーションメニューの提供等、サービス内容を充実させてお客様満足度の向上に取り組んでまいりました。また、研修体制の更なる充実により従業員全体の資質を向上させ、質の高いサービスを提供できる人材を育成するとともに、キャリアパス制度の有効活用により適正な評価を進める等、従業員満足度の向上にも取り組んでまいりました。このようなお客様満足度および従業員満足度の向上によって、長期にわたる持続的な成長を達成する経営に取り組んでおります。

以上の結果、当事業年度末における当社の事業所数は、47都道府県530ヵ所となり、当事業年度における売上高は53,902百万円（前年同期比10.1%増）、営業利益は4,505百万円（同30.8%増）、経常利益は4,217百万円（同1.1%

増)、当期純利益は2,311百万円(同5.0%増)となりました。

在宅介護事業につきましては、デイサービスセンター23カ所の新設を行いました。質の高い機能訓練や趣味活動等、サービス面の充実を図るとともに、営業活動を強化してお客様の確保に努め、これまでに開設したデイサービスセンターの利用率引き上げ等に取り組んだものの、法改正の影響等を受けた結果、売上高は41,843百万円(前年同期比11.0%増)、経常利益は3,549百万円(同10.0%減)となりました。

有料老人ホーム事業につきましては、既存施設の新規入居者の確保に努めた結果、売上高は7,775百万円(前年同期比9.9%増)、経常利益は423百万円(同165.2%増)となりました。今後も引き続き営業活動を強化して入居者の確保に努め、更なる収益改善に取り組んでまいります。

人材開発事業につきましては、自治体の委託事業への予算規模削減により委託事業売上の減少があったものの、有料職業紹介事業に注力するとともに、原価管理を徹底した結果、売上高は4,283百万円(前年同期比2.5%増)、経常利益は245百万円(同265.9%増)となりました。今後も更なる事業運営の効率化を図り、収益改善に取り組んでまいります。

なお、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、「介護職員処遇改善交付金」および「福祉・介護人材の処遇改善事業助成金」が各都道府県において交付されておりましたが、平成24年4月に施行された改正介護保険法等におきましては、「介護職員処遇改善加算」および「福祉・介護職員処遇改善加算」として見直しされました。このため、前事業年度までは、当該交付金および助成金は営業外収益に計上しておりましたが、当事業年度より、処遇改善加算分は売上高に計上しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は3,517百万円で、その主なものは次の通りであります。

イ. 当事業年度中に完成した主要施設

在宅介護事業 世田谷宇奈根営業所他22カ所

ロ. 当事業年度において継続中の有料老人ホームの新設

有料老人ホーム事業 ツクイ・サンシャイン町田東館

有料老人ホーム事業 ツクイ・サンシャイン横浜野毛

ハ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失 該当事項はありません。

上記の設備投資総額3,517百万円の内訳は、建物2,917百万円、その他の有形固定資産80百万円、無形固定資産（ソフトウェア等）171百万円、長期貸付金等326百万円、敷金保証金22百万円であり、うちリース取引によるものは2,037百万円であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度におきまして、以下の通り、公募増資およびオーバーアロットメントに係る第三者割当増資を行い、総額で3,965百万円の資金調達を行いました。

区 分	発行株式数	1株当たり 発行価額	調達金額	払込期日
公募増資	2,650,000株	1,379円	3,503百万円	平成24年8月29日
第三者割 当増資	349,200株	1,422円	461百万円	平成24年9月19日
合計	2,999,200株	—	3,965百万円	—

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第42期 (平成21年度)	第43期 (平成22年度)	第44期 (平成23年度)	第45期(当期) (平成24年度)
売上高(千円)	39,440,475	44,624,090	48,965,443	53,902,133
経常利益(千円)	1,887,270	2,768,932	4,170,110	4,217,695
当期純利益(千円)	928,019	1,364,931	2,201,931	2,311,386
1株当たり当期純利益(円)	72.41	91.19	145.67	68.54
総資産(千円)	26,581,042	33,262,485	36,588,575	41,718,771
純資産(千円)	3,836,125	6,151,151	8,164,067	14,191,546
1株当たり純資産額(円)	299.33	406.94	540.12	391.72

(注) 1. 平成21年10月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。

2. 平成25年3月11日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産金額を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 介護保険制度の改正に対処すべき課題

平成24年4月に改正介護保険法が施行され、国が推進する地域包括ケアシステムの実現を目指して、在宅において中重度の要介護者や医療依存度の高い要介護者を支える仕組みが盛り込まれました。当社は、こうした制度改正ならびに報酬の改定に的確に対処し、工夫を加えた事業所運営を行っていくことで、安定した事業収益の確保を目指してまいります。

② 経営体質の改善における課題

平成24年4月に施行された改正介護保険法においては、当社が主力とする在宅介護事業の報酬単価は実質的に引き下げられました。

このような環境の中ではありますが、介護サービスの需要は引続き拡大傾向にあり、当社ではデイサービスセンターの利用率の更なる向上等により利益率改善に取り組むとともに、これまで培った介護サービスのスキルとノウハウを活かした質の高いサービスを提供し、長く安心して任せていただける介護事業者としての歩みを続けていくことが最重要課題と認識しております。

③ 拠点展開における課題

在宅介護事業につきましては、需要が高いデイサービスをメイン事業と位置づけ、需要の見込まれる地域に厳選してデイサービスセンターの新設を進めるとともに、近年増加している認知症高齢者のニーズに応えるため、グループホームの建設も進めてまいります。

有料老人ホーム事業につきましては、療養型病床群の再編、特別養護老人ホームの供給不足等が懸念されますが、高齢者の急速な増加に伴い、高齢者夫婦のみの世帯や独居世帯も急速に増加する見通しであるため、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの需要も増加すると考えております。一方で、有料老人ホームの市場は、介護事業各社および異業種からの参入が活発であり、競争が激化しております。当社では、各自治体の介護保険事業計画等の情報収集および詳細な調査に努めるとともに、綿密なマーケティングリサーチを行い、需要の見込まれる都市部を中心に有料老人ホームの新設を進めてまいります。また、サービス付き高齢者向け住宅についても新設を検討してまいります。

④ 施設の賃借における課題

当社のデイサービスセンター、グループホームおよび有料老人ホーム等の施設は、ほとんどがリースバック方式によるものです。

リースバック方式とは、オーナー様に施設を建設して頂き、その施設を当社がおおよそ15年～31年の契約期間にわたり賃借するものであります。施設の建設に当たりましては、当社からオーナー様へ工事費の一部を建設協力金（長期貸付金）として貸付け、契約期間における家賃相殺をもって返済していただくこととしており、会計上は金融商品に関する会計基準に沿って処理をしております。

また、当社のリースバック方式はファイナンス・リース取引に該当するため、施設の賃借料につきましては、売買処理に準じた会計処理をしております。

これにより、建物の引渡し日（リース取引開始日）に契約期間における建物賃料相当分がリース資産およびリース債務として貸借対照表に計上され、リース資産については減価償却により費用化されます。また、支払地代家賃は元利金の返済とみなされ、元本返済額と利息相当額に区分し、元本返済額がリース債務から減額され、利息相当額が営業外費用に計上されます。

当社は今後の出店においては、持続的な成長が可能となるような適正な投資水準の維持を図り、健全な財務体質の構築に努めてまいります。

⑤ 人材の確保および育成における課題

少子高齢化の進行による労働力人口が減少する中、介護サービス業界においては、職員の労働環境が厳しく、賃金水準も低いこともあって離職率が高く人材不足は継続的な課題となっております。

このような状況のもと、当社は、従業員からの紹介制度や離職した介護職員の方々へ職場復帰を積極的に働きかけ、良質な人材確保に努めております。また、従業員の育成を行うため、教育研修専門の部署を設置し、専門職研修を実施する等スキル向上に取り組んでおります。加えて、従業員専用の相談窓口の設置や従業員満足度調査の実施により、労働環境の整備と従業員の定着率向上に取り組むとともに、キャリアパス制度の充実等により、処遇改善に積極的に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

在宅介護事業（通所介護、訪問介護、訪問入浴介護、認知症対応型共同生活介護、居宅介護支援、短期入所生活介護等）

有料老人ホーム事業

人材開発事業

(6) 主要な事業所（平成25年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社 （ 在 宅 介 護 事 業 ）	神 奈 川 県 横 浜 市 港 南 区
札 幌 東 営 業 所	北 海 道 札 幌 市 東 区
太 白 営 業 所	宮 城 県 仙 台 市 太 白 区
新 潟 神 道 寺 営 業 所	新 潟 県 新 潟 市 中 央 区
横 浜 港 南 営 業 所	神 奈 川 県 横 浜 市 港 南 区
相 模 原 矢 部 営 業 所	神 奈 川 県 相 模 原 市 中 央 区
小 田 原 営 業 所	神 奈 川 県 小 田 原 市 飯 泉
松 本 営 業 所	長 野 県 松 本 市 井 川 城
名 古 屋 南 営 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市 港 区
大 阪 菅 原 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市 東 淀 川 区
その他460カ所 （ 有 料 老 人 ホ ー ム 事 業 ）	
ツクイ・サンシャイン 上 越	新 潟 県 上 越 市 五 智
ツクイ・サンシャイン 会津若松	福 島 県 会 津 若 松 市
ツクイ・サンシャイン 成 城	東 京 都 世 田 谷 区 上 祖 師 谷
ツクイ・サンシャイン 町田西館	東 京 都 町 田 市 小 山 ケ 丘
ツクイ・サンシャイン 保土ヶ谷	神 奈 川 県 横 浜 市 保 土 ケ 谷 区
ツクイ・サンシャイン 富 士	静 岡 県 富 士 市 錦 町
その他18カ所 （ 人 材 開 発 事 業 ）	
山 形 支 店	山 形 県 山 形 市 城 南 町
東 京 支 店	東 京 都 渋 谷 区 代 々 木
名 古 屋 支 店	愛 知 県 名 古 屋 市 中 村 区
鳥 取 支 店	鳥 取 県 鳥 取 市 東 品 治 町
その他32カ所	

(7) 従業員の状況 (平成25年3月31日現在)

① 事業部門の従業員の状況

事業部門	常勤従業員数	非常勤従業員数
本社	102名	17名
在宅介護事業	1,954名	11,693名
有料老人ホーム事業	488名	800名
人材開発事業	91名	18名
合計	2,635名	12,528名

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)			前事業年度末比増減 (名)			常勤従業員 平均年齢	常勤従業員 平均勤続年数
常勤 従業員数	非常勤 従業員数	合計	常勤 従業員数	非常勤 従業員数	合計		
2,635名	12,528名	15,163名	152名増	961名増	1,113名増	40.6歳	5.5年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、非常勤従業員は当事業年度の期末人員で記載しております。
2. 前事業年度からの従業員数の増加は、業容拡大に伴う採用等によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成25年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	1,743百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	620百万円
株式会社三井住友銀行	361百万円
株式会社みずほ銀行	226百万円
株式会社りそな銀行	60百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成25年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 30,600,000株

(2) 発行済株式の総数 18,115,200株

(注) 平成24年8月29日を払込期日とする一般募集による新株式発行ならびに平成24年9月19日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して行う第三者割当による新株式発行により、発行済株式の総数は2,999,200株増加しております。

(3) 株主数 3,555名

(4) 大株主の状況（上位10名）

株主名	所有持株数	持株比率
株式会社津久井企画	4,564千株	25.19%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,522千株	8.40%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	984千株	5.43%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	717千株	3.96%
津久井督六	533千株	2.94%
株式会社横浜銀行	506千株	2.79%
ツクイ従業員持株会	495千株	2.73%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505041	305千株	1.68%
三井住友海上火災保険株式会社	300千株	1.65%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	256千株	1.41%

(注) 持株比率は、自己株式（599株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成25年4月1日付で、株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は30,600,000株増加し、61,200,000株となっております。また、同日付で普通株式1株を2株とする株式分割を実施しております。これにより発行済株式総数は18,115,200株増加して、36,230,400株となっております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役および監査役の状況 (平成25年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	津久井 督 六	
代表取締役社長	津久井 宏	
専務取締役	小 林 司	
取 締 役	高 橋 靖 宏	在宅介護推進本部統轄担当
取 締 役	小 林 久 美 子	東日本在宅介護推進本部長
取 締 役	村 松 淳 子	管理推進本部長
取 締 役	森 野 佳 織	有料老人ホーム推進本部統轄担当
取 締 役	宮 直 仁	宮直仁公認会計士事務所所長 双葉監査法人統括代表社員 八洲電機株式会社社外監査役 野村不動産オフィスファンド投資法人監督役員 株式会社テセック社外監査役
常 勤 監 査 役	服 部 修 二	
監 査 役	高 橋 正 夫	
監 査 役	久 世 善 雄	
監 査 役	小 泉 正 明	小泉公認会計士事務所所長 双葉監査法人代表社員 株式会社インターネットイニシアティブ社外 監査役

- (注) 1. 取締役宮直仁氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役高橋正夫氏、監査役久世善雄氏および監査役小泉正明氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役のうち宮直仁氏、監査役のうち高橋正夫氏、久世善雄氏、小泉正明氏は、当社が上場する東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
 4. 監査役小泉正明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当業年度中における取締役の地位および担当等の異動は次の通りであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
津久井 督 六	代表取締役社長	代表取締役会長	平成24年6月26日
津久井 宏	代表取締役副社長	代表取締役社長	平成24年6月26日
小 林 司	専務取締役 管理推進本部長	専務取締役	平成24年7月1日
高 橋 靖 宏	取 締 役 西 日 本 宅 介 護 推 進 本 部 統 轄 担 当	取 締 役 在 宅 介 護 推 進 本 部 統 轄 担 当	平成25年2月1日
村 松 淳 子	取 締 役 管 理 推 進 副 本 部 長	取 締 役 管 理 推 進 本 部 長	平成24年7月1日

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (1)	191百万円 (5)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3)	30百万円 (18)
合 計 (うち社外役員)	12名 (4)	221百万円 (23)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第39期定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、従業員分給与は含まない。）と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第39期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- 取締役宮直仁氏は、宮直仁公認会計士事務所所長、双葉監査法人統括代表社員、八洲電機株式会社社外監査役、野村不動産オフィスファンド投資法人監督役員および株式会社テック社外監査役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - 監査役小泉正明氏は、小泉公認会計士事務所所長、双葉監査法人代表社員および株式会社インターネットイニシアティブ社外監査役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（22回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役宮直仁	19回	86.4%	—	—
監査役高橋正夫	21回	95.5%	13回	100.0%
監査役久世善雄	22回	100.0%	13回	100.0%
監査役小泉正明	22回	100.0%	13回	100.0%

(注) 1. 取締役会および監査役会における発言状況

- ・ 取締役宮直仁氏は、主に公認会計士の見地から意見を述べる等、適宜質問をし、必要な発言を行っております。
 - ・ 監査役高橋正夫氏は、大手チェーン展開企業の内部監査部門における豊富な経験をもとに意見を述べる等、適宜質問をし、必要な発言を行っております。
 - ・ 監査役久世善雄氏は、自治体における介護保険制度関連部門に長年携わった経験を生かして、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べる等、適宜質問をし、必要な発言を行っております。
 - ・ 監査役小泉正明氏は、主に公認会計士の見地から意見を述べる等、適宜質問をし、必要な発言を行っております。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく取締役宮直仁氏、ならびに監査役高橋正夫氏、監査役久世善雄氏および監査役小泉正明氏の損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社が支払うべき報酬等の額	30百万円
会計監査人に当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額は合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公募増資に係る監査人から引受事務幹事会社への書簡作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求することといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役および従業員は、「倫理規程」ならびに「行動規範」に基づき、法令遵守にとどまらず、社会的要請を認識し、高い倫理と行動実践を保持する。
 - ② 法令遵守の教育研修を実施し、法令および企業倫理遵守の意識向上を図る。
 - ③ 業務執行部門から独立した内部統制室を設置し、内部監査担当が「内部監査規程」に基づき、業務執行の適法性を監査する。内部統制担当が、「内部統制規程」に基づき、財務報告の信頼性を確保する体制を評価する。業務管理担当は関連法令に規定される「業務管理体制の整備」に基づき、法令遵守等の業務管理体制の整備状況を確認する。
 - ④ 各部門にて業務分掌・決裁権限等の各種規程が遵守されているか、内部統制室内部監査担当が継続的に監視する。
 - ⑤ 内部監査や内部統制評価および業務管理体制の整備の結果は代表取締役および監査役会に速やかに報告し、対策を講じる。
 - ⑥ 「内部通報規程」に基づき、不正行為等の早期発見と是正を図る。通報に係る内容は、代表取締役および取締役会、監査役会へ報告し対策を講じる。
 - ⑦ 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度で対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」および「個人情報管理規程」に従い保存および管理を適正に実施する。
 - ② 監査役が求めたときは、取締役はいつでも当該文書の閲覧に応じなければならない。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社全体のリスク管理を統括するための組織として、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を設置する。経営上のリスクを識別および総合的に管理し、リスク対策を確実に実行する。
 - ② 各部門の所管業務に付随するリスクの管理は当該部門が行い、危機発生時に迅速かつ適切な対応を図る体制を構築する。
 - ③ 財務報告の信頼性にかかわるリスクの管理については、各部門のモニタリングを内部統制室が監査し、代表取締役および監査役会へ報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 月1回の定例取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、相互に取締役の職務の執行を監督し、迅速に意思決定を行う。
 - ② 取締役会の決定に基づく職務執行については、「組織規程」および「職務決裁権限規程」において各職位の責任と権限を明確に定めており、職務の組織的かつ効率的な運営を図る。
 - ③ 取締役の職務執行を効率的に進めるため、定時執行役員会および必要に応じて開催する臨時執行役員会により、個別経営課題を実務的な観点から協議し、遂行する。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- 「監査役会規則」に基づき監査役会事務局を設け、監査役の職務を補助すべき従業員として、必要な人員を配置する。
- (6) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項
- 人事部長は、監査役の職務を補助する従業員の異動および評価については、監査役会の同意を得る。

- (7) 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および従業員は、法定事項および社内規程事項に加え、下記の事項を速やかに報告する。

- ① 決定事項、事業等のリスクその他の重要事項
- ② 当社の目的の範囲外の行為、法令・定款違反のおそれのある事項
- ③ その他業務執行に関する重要な事項

上記に定めのない事項でも、監査役は取締役および従業員に報告および調査を要請できる。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況の監視・検証を行う。
- ② 監査役は、主な事業所の往査を実施する。
- ③ 監査役は、内部統制室および会計監査人と連携して、監査の適正性と実効性の向上に努める。
- ④ 監査役は、重要な会議に出席し意見を述べる事が出来る他、2ヵ月に1回代表取締役との意見交換を行う。
- ⑤ 監査役は、法令遵守および内部通報の体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,118,499	流動負債	7,894,747
現金及び預金	7,883,634	買掛金	5,107
売掛金	4,556,572	1年内返済予定長期借入金	1,115,549
貯蔵品	26,958	1年内償還予定社債	200,000
前払費用	626,173	リース債務	737,436
繰延税金資産	400,911	未払金	3,267,243
短期貸付金	190,340	未払費用	168,716
未収入金	1,353,449	未払法人税等	1,013,699
その他	120,460	前受金	195,798
貸倒引当金	△40,000	預り金	628,453
固定資産	26,600,271	賞与引当金	562,743
有形固定資産	20,827,495	固定負債	19,632,477
建物	1,714,380	社債	400,000
構築物	20,116	長期借入金	1,895,510
車両運搬具	58	長期前受金	577,184
工具器具備品	98,215	長期預り保証金	285,203
土地	729,196	リース債務	15,935,945
リース資産	17,891,205	退職給付引当金	459,509
建設仮勘定	374,322	資産除去債務	79,124
無形固定資産	385,323	負債合計	27,527,225
借地権	19,765	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	284,256	株主資本	14,191,563
その他	81,301	資本金	3,342,203
投資その他の資産	5,387,452	資本剰余金	3,361,403
投資有価証券	253	資本準備金	3,361,403
長期貸付金	2,060,935	利益剰余金	7,488,231
破産更生債権等	977	利益準備金	1,993
長期前払費用	975,294	その他利益剰余金	7,486,238
繰延税金資産	173,035	固定資産圧縮積立金	36,108
敷金保証金	1,635,028	繰越利益剰余金	7,450,129
長期前払消費税等	486,048	自己株式	△275
その他	63,521	評価・換算差額等	△17
貸倒引当金	△7,642	その他有価証券評価差額金	△17
資産合計	41,718,771	純資産合計	14,191,546
		負債・純資産合計	41,718,771

損 益 計 算 書

(平成24年 4月 1日から
平成25年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	53,902,133
売 上 原 価	45,708,814
売 上 総 利 益	8,193,318
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,687,484
営 業 利 益	4,505,834
営 業 外 収 益	
助 成 金 収 入	96,026
受 取 利 息	44,948
そ の 他	47,207
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	395,294
株 式 交 付 費	18,521
社 債 利 息	7,749
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	6,664
そ の 他	48,090
経 常 利 益	4,217,695
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	624
税 引 前 当 期 純 利 益	4,217,071
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,946,035
法 人 税 等 調 整 額	△40,350
当 期 純 利 益	2,311,386

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計 合
		資本準備金	資本剰余金計		その他利益剰余金			
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金計	
平成24年4月1日 期首残高	1,359,552	1,378,752	1,378,752	1,993	51,636	5,372,440	5,424,077	5,426,070
事業年度中の変動額								
新株の発行	1,982,651	1,982,651	1,982,651					
固定資産圧縮積立金の取崩					△15,527	15,527	—	—
剰余金の配当						△249,225	△249,225	△249,225
当期純利益						2,311,386	2,311,386	2,311,386
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	1,982,651	1,982,651	1,982,651	—	△15,527	2,077,688	2,062,161	2,062,161
平成25年3月31日 期末残高	3,342,203	3,361,403	3,361,403	1,993	36,108	7,450,129	7,486,238	7,488,231

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 計
	自己株式	株 主 資 本 計 合	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等計	
平成24年4月1日 期首残高	△275	8,164,100	△33	△33	8,164,067
事業年度中の変動額					
新株の発行		3,965,302			3,965,302
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△249,225			△249,225
当期純利益		2,311,386			2,311,386
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			15	15	15
事業年度中の変動額合計	—	6,027,463	15	15	6,027,479
平成25年3月31日 期末残高	△275	14,191,563	△17	△17	14,191,546

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) デリバティブ等の評価基準および評価方法
時価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	7 ～ 42 年
構築物	10 ～ 20 年
車両運搬具	3 ～ 6 年
工具器具備品	2 ～ 20 年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による按分額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

③ ヘッジ方針

当社の内規である「資金運用管理規程」に基づき、主に金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、法人税法に定める繰延消費税額等は、長期前払消費税等に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は、発生事業年度に費用処理しております。

(8) 会計処理方法の変更

会計方針の変更

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の減価償却費が5,084千円減少し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ5,084千円増加しております。

(9) 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「従業員に対する長期貸付金」（当事業年度は35,155千円）は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産は次の通りであります。

現金及び預金	860,801千円
建物	781,434千円
土地	729,196千円
敷金保証金	10,059千円
計	2,381,491千円

担保付債務は次の通りであります。

1年内返済予定長期借入金	296,769千円
長期借入金	1,082,110千円
前受金	200,346千円
長期前受金	483,418千円
長期預り保証金	176,764千円
計	2,239,407千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,783,599千円

(3) 財務制限条項

借入金のうちコミットメント期間付タームローンの残高600,000千円には、財務制限条項等がついており、下記の条項の遵守を確約しております。

- ① 各事業年度末において、前事業年度純資産合計の100%以上の金額を維持していること。
- ② 各事業年度において、営業損失および経常損失のいずれかを計上しないこと。

(4) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次の通りであります。

当座貸越極度額	1,700,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,700,000千円

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 助成金収入の内訳は、雇用奨励金81,457千円、その他14,569千円であります。
- (2) 固定資産除却損は、工具器具備品518千円、建物106千円、車両運搬具0千円であります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	15,116,000株	2,999,200株	－株	18,115,200株

(注) 普通株式の発行済株式の増加2,999,200株は、公募による新株の発行による増加2,650,000株、第三者割当による新株の発行による増加349,200株であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	599株	－株	－株	599株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成24年6月26日開催の第44期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 113,365千円
- ・ 1株当たり配当額 7.5円
- ・ 基準日 平成24年3月31日
- ・ 効力発生日 平成24年6月27日

平成24年11月5日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 135,859千円
- ・ 1株当たり配当額 7.5円
- ・ 基準日 平成24年9月30日
- ・ 効力発生日 平成24年12月4日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成25年6月25日開催予定の第45期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 135,859千円
- ・ 1株当たり配当額 7.5円
- ・ 基準日 平成25年3月31日
- ・ 効力発生日 平成25年6月26日

- (4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	18,108千円
賞与引当金否認額	213,898千円
退職給付引当金否認額	163,769千円
一括償却資産	8,943千円
未払事業税	57,735千円
処遇改善未払費用	30,408千円
地方法人特別税	33,107千円
未払事業所税	2,422千円
減損損失	1,420千円
その他	65,203千円
繰延税金資産合計	<u>595,019千円</u>
繰延税金負債	
固定資産圧縮記帳積立金	<u>△21,072千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△21,072千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>573,946千円</u>

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	38.0%
(調整)	
住民税均等割額	7.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
その他	<u>△0.2%</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>45.2%</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として在宅介護事業、有料老人ホーム事業における事業所建物、設備等（建物・工具、器具及び備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

「1.重要な会計方針に係る事項(3)固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下の通りであります。

リース取引残高には不動産取引に係る残高が含まれております。

① 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物	21,476,480千円	8,877,767千円	12,598,712千円
工具器具備品	233,491千円	173,171千円	60,320千円
合計	21,709,971千円	9,050,938千円	12,659,032千円

② 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	1,139,947千円
1年超	12,235,331千円
合計	13,375,279千円

③ 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	1,487,071千円
減価償却費相当額	1,287,581千円
支払利息相当額	273,772千円

④ 減価償却費相当額および利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

⑤ オペレーティング・リース取引

未経過リース料

未経過リース料残高には不動産取引に係る残高が含まれております。

1年内	1,934,714千円
1年超	27,671,867千円
合計	29,606,581千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	391円72銭
(2) 1株当たり当期純利益	68円54銭

(注) 平成25年3月11日開催の当社取締役会の決議に基づき、平成25年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額を算定しております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入れ、社債発行、増資等によって調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

売掛金は、主に国民健康保険団体連合会等公的機関への債権であるため、リスクは僅少であります。一方で個人負担金については顧客の信用リスクに晒されております。未収入金は主に集金代行業者への債権で、口座引落済みの個人負担金であります。

短期貸付金および長期貸付金（建設協力金）は、有料老人ホームおよびデイサービスセンターの建設工事費の一部負担金として貸付けを行っており、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金および未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

リース債務は設備投資によるもので、賃貸借期間は15年～31年であります。

借入金および社債の用途は運転資金および設備投資資金であり、一部の長期借入金は金利変動リスクに対するヘッジを目的として金利スワップを実施して支払利息の固定化を図っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「1. 重要な会計方針に係る事項 (6)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a.信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売掛金の高額個人負担金については前受金や預り保証金をお預かりし、信用リスクを低減しております。

短期貸付金および長期貸付金（建設協力金）は、有料老人ホームおよびデイサービスセンターのオーナー様に限定し、償還については、契約期間において支払賃借料（リース債務）と相殺しております。

b.市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用しております。

デリバティブ取引については、「資金運用管理規程」に従い、実需の範囲で行うものとしております。

c.資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	7,883,634	7,883,634	－
(2)売掛金	4,556,572	4,556,572	－
貸倒引当金	△40,000	△40,000	－
	4,516,572	4,516,572	－
(3)短期貸付金	190,340	191,389	1,049
(4)未収入金	1,353,449	1,353,449	－
(5)長期貸付金	2,060,935	2,137,035	76,099
資産計	16,004,931	16,082,081	77,149
(1)1年内返済予定長期借入金	1,115,549	1,117,031	1,482
(2)1年内償還予定社債	200,000	206,417	6,417
(3)未払金	3,267,243	3,267,243	－
(4)未払法人税等	1,013,699	1,013,699	－
(5)リース債務（流動負債）	737,436	776,128	38,692
(6)社債	400,000	407,614	7,614
(7)長期借入金	1,895,510	2,013,158	117,648
(8)リース債務（固定負債）	15,935,945	15,578,995	△356,950
(9)デリバティブ取引	－	－	－
負債計	24,565,383	24,380,288	△185,094

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびにデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、 (2) 売掛金 貸倒引当金、 (4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 短期貸付金 および (5) 長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、そのキャッシュ・フローを新規貸付けを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (3) 未払金 および (4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (2) 1年内償還予定社債 および (6) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (1) 1年内返済予定長期借入金 および (7) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

また、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算出する方法によっております。

- (5) リース債務（流動負債） および (8) リース債務（固定負債）

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、そのキャッシュ・フローを国債利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (9) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
敷金保証金	1,635,028

これらについては、償還時期の合理的な見積りが不能で、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

10. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項
重要性に乏しいため、注記を省略いたします。
- (2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項
重要性に乏しいため、注記を省略いたします。

11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事業所の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかわる債務を資産除去債務として認識しております。

また、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得より3年～42年と見積り、割引率は0.597%～2.130%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	50,096千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	28,404千円
時の経過による調整額	638千円
資産除去債務の履行による減少額	△15千円
期末残高	<u>79,124千円</u>

12. 重要な後発事象に関する注記

株式分割

平成25年3月11日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。

① 分割の方法

平成25年3月31日最終の株式名簿に記載または記録された株主の所有株式1株につき2株の割合をもって分割する。

② 効力発生日

平成25年4月1日

③ 分割によって増加する株式数

普通株式 18,115,200株

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して計算しており、これによる影響については、該当箇所に記載しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年5月17日

株式会社ツクイ
取締役会 御中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森居 達郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 内田 好久 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツクイの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月22日

株式会社 ツクイ 監査役会

常勤監査役	服部修二	Ⓔ
社外監査役	高橋正夫	Ⓔ
社外監査役	久世善雄	Ⓔ
社外監査役	小泉正明	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と認識しており、財務体質の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を図りつつ、安定配当の維持を基本としながら、各事業年度の経営成績を勘案して配当を行うことを基本方針としております。

・ 期末配当に関する事項

上記の方針に基づきまして、第45期の期末配当につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7.5円、総額135,859,508円。

これにより当期の配当金は、中間配当金と期末配当金を合わせ1株につき15円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 事業領域の拡大および多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 「障害者自立支援法」（平成17年11月7日法律第123号）が改正され、平成25年4月1日より「障害者総合支援法」（正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」）（同）として施行されたことに伴い、現行定款第2条（目的）について語句の修正を行うものであります。
- (3) 以上の変更に伴い、号文の追加、修正ならびに必要な号数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～6. (条文省略) (新 設)	1. ～6. (現行どおり)
7. ～8. (条文省略)	<u>7. 医師の指示に基づく在宅医療事業</u>
<u>9. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業および地域生活支援事業</u>	8. ～9. (現行どおり)
10. ～32. (条文省略)	<u>10. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業および地域生活支援事業</u>
第3条～第44条 (条文省略)	11. ～33. (現行どおり)
	第3条～第44条 (現行どおり)

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	津久井 督六 (昭和11年6月26日生)	昭和44年6月 津久井土木株式会社(現株式会社ツクイ)を設立 代表取締役社長 昭和62年3月 社会福祉法人ひまわり福祉会理事 長(注)2. 平成15年6月 社会福祉法人ひまわり福祉会理事 長退任 平成24年6月 当社代表取締役会長(現任)	533,000株
2	津久井 宏 (昭和40年9月3日生)	平成元年4月 社会福祉法人ひまわり福祉会入職 平成4年4月 当社入社 平成5年4月 当社福祉事業部営業部長 平成6年4月 当社常務取締役 平成13年6月 当社専務取締役 平成15年6月 当社取締役副社長管理推進本部長 平成18年6月 当社代表取締役副社長施設推進本部長 平成19年8月 当社代表取締役副社長 平成24年6月 当社代表取締役社長(現任)	170,000株
3	小林 つかさ (昭和11年5月1日生)	平成4年7月 藤沢市助役 平成10年4月 株式会社朝見工務店取締役副社長 平成14年4月 当社入社 内部監査室長 平成15年6月 当社取締役人事部長 平成17年6月 当社常務取締役管理推進本部長 兼人事部長 平成19年8月 当社専務取締役管理推進本部長 平成24年7月 当社専務取締役(現任)	27,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	たか ばし やす ひろ 高 橋 靖 宏 (昭和41年10月17日生)	昭和63年3月 有限会社湘南のりもの館入社 平成2年5月 当社入社 平成12年11月 当社西日本圏統轄本部長 平成16年6月 当社取締役西日本圏統轄本部長 平成18年10月 当社取締役人材派遣(現人材開発)推進本部長 平成22年4月 当社取締役東日本在宅介護推進本部長 平成24年1月 当社取締役西日本在宅介護推進本部長 平成25年2月 当社取締役在宅介護推進本部統轄担当(現任)	24,500株
5	こ ばやし くみ こ 小 林 久美子 (昭和40年7月30日生)	昭和62年4月 社会福祉法人セイワ 川崎授産学園入社 平成6年3月 当社入社 平成14年3月 当社新潟圏統轄本部長 平成16年6月 当社取締役関東圏統轄本部長 平成18年10月 当社取締役在宅介護推進本部長兼教育研修部長 平成19年8月 当社取締役在宅・施設介護推進関東圏(現首都圏)本部長兼教育研修推進本部長 平成21年4月 当社取締役管理推進副本部長兼教育研修推進本部長兼総務部長 平成22年4月 当社取締役西日本有料老人ホーム推進本部長 平成23年11月 当社取締役西日本有料老人ホーム推進本部長兼ツクイ・サンシャイン富士施設長 平成24年1月 当社取締役東日本在宅介護推進本部長(現任)	28,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	むら まつ じゅん こ 村 松 淳 子 (昭和34年10月19日生)	昭和53年4月 ゼネラル石油株式会社（現東燃ゼネラル株式会社）入社 平成12年5月 当社入社 平成15年6月 当社財務部部長代理 平成16年11月 当社財務部長 平成20年6月 当社取締役財務部長 平成20年7月 当社取締役管理推進副本部長 平成23年12月 当社取締役管理推進副本部長兼業務支援部長 平成24年7月 当社取締役管理推進本部長（現任）	28,700株
7	もり の か おり 森 野 佳 織 (昭和39年9月14日生)	平成9年11月 世田谷ふれあい公社（現世田谷区社会福祉事業団）勤務 平成11年1月 当社入社 平成16年4月 当社東神奈川圏統轄本部長 平成18年1月 当社事業推進第二本部長兼事業企画部長 平成18年10月 当社有料老人ホーム推進本部長 平成22年4月 当社西日本在宅介護推進本部長 平成23年6月 当社取締役西日本在宅介護推進本部長 平成24年1月 当社取締役有料老人ホーム推進本部統轄担当（現任）	19,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
8	みや 直 仁 (昭和25年1月29日生) (注) 3.4.5.6.	昭和49年4月 中央共同監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所 昭和50年9月 公認会計士登録 平成18年7月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 公開本部長 平成20年6月 宮直仁公認会計士事務所開設同所所長(現任) 平成21年6月 八洲電機株式会社社外監査役(現任) 平成21年8月 野村不動産オフィスファンド投資法人監督役員(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成23年3月 双葉監査法人統括代表社員(現任) 平成24年6月 株式会社テセック社外監査役(現任)	1,000株

- (注) 1. 当社と各候補者の間には特別な利害関係はありません。
2. 社会福祉法人ひまわり福祉会(以下、「ひまわり福祉会」といいます。)理事長の津久井通氏は、当社代表取締役会長津久井督六氏の次男および当社代表取締役社長津久井宏氏の実弟であります。ひまわり福祉会は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)「野庭苑」(104床)「富岡はまかぜ」(130床)、介護老人保健施設「港南あおぞら」(150床)、地域ケアプラザ「野庭地域ケアプラザ」(横浜市からの受託事業)の4施設を運営しております。
3. 宮直仁氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由および独立性
- ① 候補者宮直仁氏は、公認会計士として独立した立場から、当社の経営に対し、その豊富な専門知識・経験等を反映いただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ② 候補者宮直仁氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。
 - ③ 候補者宮直仁氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(取締役としての報酬を除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ④ 候補者宮直仁氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- (2) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由について
- 候補者宮直仁氏は、公認会計士としての長年の経験と知見を通じて会社経営に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

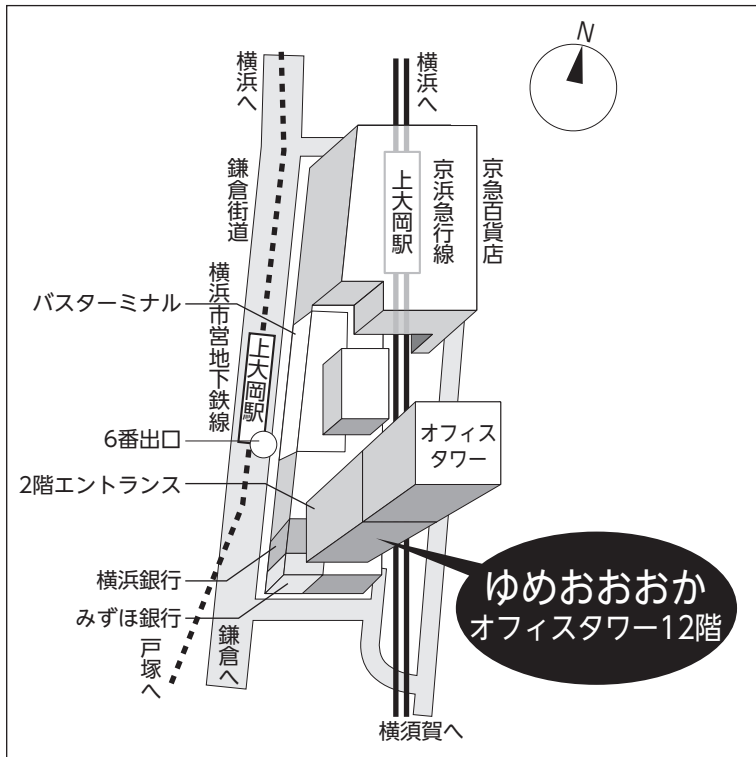
当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令が規定する額としております。宮直仁氏の再任が承認された場合は、引き続き当該責任限定契約を継続する予定であります。

5. 宮直仁氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって3年となります。
6. 当社は、宮直仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
 ゆめおおおかオフィスタワー12階 ウィリング横浜1201会議室
 電話 045-842-4115



会場への交通機関

- ◎ 京浜急行線・横浜市営地下鉄線「上大岡駅」下車徒歩3分
- ◎ 横浜市営・京浜急行・神奈川中央交通・江ノ島電鉄バス「上大岡バスターミナル」下車徒歩3分

会場へのお越しの方へ

京浜急行線をご利用の場合はバスターミナルを通り、市営地下鉄線をご利用の場合は「6番出口」より、「ゆめおおおかオフィスタワー」2階メインエントランスを目指してください。低層用エレベータで12階へ。

※駐車場はございませんので、大変恐縮ではございますが、お車でのご来場はご遠慮いただきたくお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。

